

答申案件の概要（答申第6号）

件名	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に係る文書についての一部開示決定処分に対する異議申立て					
経緯	開示請求年月日	平成21年2月27日	異議申立て年月日	平成21年4月25日	担当課	開示決定等 学校教育課
	開示決定等年月日	平成21年3月5日	諮問年月日	平成21年5月25日	異議申立て	学校教育課
対象行政文書	<p>平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（以下「本件統計調査」という。）において、教育庁学校教育課が県立〇〇高等学校から提出を受けた、「調査Ⅰ」（暴力行為の状況及びいじめの状況に係る調査票）及び「調査Ⅱ」（長期欠席の状況に係る調査票）であり、同文書に記載されている調査事項の内容は次のとおりである。</p> <p>(1) 「調査Ⅰ」</p> <p>ア 文部科学省が作成した暴力行為の状況に係る調査票及びいじめの状況に係る調査票の調査事項を青森県教育委員会（以下「実施機関」という。）が整理、再構成したもの</p> <p>イ 上記アの暴力行為及びいじめの状況に係る調査事項に関連して、実施機関が独自に設けたもの</p> <p>(2) 「調査Ⅱ」</p> <p>文部科学省が作成した長期欠席の状況に係る調査票の調査事項を転記したもの</p>					
本件処分の内容	<p>一部開示決定</p> <p>(不開示部分)</p> <p>(1) 「調査Ⅰ」及び「調査Ⅱ」に記載の回答欄のうち、上記「対象行政文書」の(1)ア及び(2)に係るもの（以下「本件情報1」という。）</p> <p>(2) 「調査Ⅰ」に記載の回答欄のうち、上記「対象行政文書」の(1)イに係るもの（以下「本件情報2」という。）</p> <p>(不開示理由)</p> <p>条例第7条第1号該当</p> <p><u>法令（旧統計法第15条の2第1項）の規定により、統計によって集められた調査票を統計上の目的以外に使用してはならないとされているため。</u></p>					
異議申立ての趣旨	「本件処分を取り消す。」との決定を求める。					
審査会の結論	実施機関が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。					
審査会の判断要旨	<p><条例第7条第1号（法令秘情報）該当性について></p> <p>1 旧統計法第15条の2第1項の規定について</p> <p><u>旧統計法第15条の2第1項は、報告徴集によって得られた統計報告、すなわち承認統計調査に係る調査票を統計上の目的以外に使用してはならない旨定めている。よって、本件情報1及び本件情報2が条例第7条第1号に該当するかどうかは、これらを公にすることにより、旧統計法第15条の2第1項の「統計の目的以外に使用してはならない」との規定に反するかどうかにより判断することとなる。</u></p> <p>2 旧統計法第15条の2第1項の「統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分」について</p> <p>(1) <u>旧統計法第15条の2第1項は、承認統計調査の調査票のうち、目的外使用の禁止を「統計報告調整法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分（以下「専ら統計部分」という。）に限定しているため、まず、本件情報1及び本件情報2が「専ら統計部分」に該当するかどうか検討する。</u></p> <p>(2) 「専ら統計部分」は、承認統計調査の実施前に、あらかじめ総務大臣の承認を受ける必要がある事項として旧統計報告調整法第4条第2項第3号で規定する「報告を求める事項及び当該事項ごとの専ら統計を作成するために用いられるか否かの別」により、その範囲が確定することとなる。</p> <p>(3) 本件情報1及び本件情報2に係る調査事項が総務大臣の承認を受けているかどうかについて、実施機関は「文部科学省が総務大臣に提出した申請書には、「専ら統計を作成するために用いられるか否かの別」を別添とし、本件統計調査に係る調査票を添付している。その上で総務省から承認統計調査として承認され、調査が実施された」旨述べている。</p>					

(4) 上記(3)の実施機関の説明によると、本件統計調査に係る調査票については、その調査事項の全部が「専ら統計を作成するために用いられる」ものとして総務大臣の承認を受けたと認められるため、すべての調査事項が「専ら統計部分」であると解される。

(5) **本件情報1の「専ら統計部分」該当性について**

ア 本件情報1に係る調査事項は、文部科学省が作成した調査票の調査事項を実施機関が整理、再構成したものを含んでおり、総務大臣の承認を受けた調査事項そのものであるとは認められない。

イ しかしながら、県立〇〇高等学校のほか、その他の公立学校が調査、記入した調査票は、取りまとめを行う教育庁学校教育課において集計され、文部科学省に提出されることにより、その回答内容が本件統計調査に用いられていることからすると、本件情報1に係る調査事項の内容は、総務大臣の承認を受けた調査事項の内容と同一のものとみなすことができる。

ウ よって、本件情報1は、「専ら統計部分」に該当するものと認められる。

(6) **本件情報2の「専ら統計部分」該当性について**

ア 本件情報2に係る調査事項は、文部科学省が作成した調査票の調査事項とは別に、実施機関が独自に作成したものであるから、総務大臣の承認を受けた調査事項に含まれていないことは明らかである。

イ 本件情報2が総務大臣の承認を受けていないにもかかわらず、条例第7条第1号に該当すると判断した理由について、実施機関は「他の調査事項の正確性を確保するために設けたものであり、他の調査事項と一体のものであるため、法令秘情報に該当する。」旨述べている。しかし、いかに総務大臣の承認を受けた調査事項と関連を有するものであったとしても、旧統計法の規定上、総務大臣の承認を受けたものとみなすことはできず、その主張には理由がない。

ウ よって、本件情報2は、「専ら統計部分」に該当しないものと認められる。

3 旧統計法第15条の2第1項の「統計上の目的以外に使用してはならない」について

(1) 次に、「専ら統計部分」に該当すると判断した本件情報1を公にすることにより、旧統計法第15条の2第1項の「統計上の目的以外に使用してはならない」との規定に反することとなるかどうか検討する。

(2) 条例第7条第1号の「公にすることができない情報」とは、法令又は他の条例の明文の規定により公にすることができないと定められている情報のほか、法令等の趣旨・目的から開示することができないと認められる情報を含むものと解される。

(3) 旧統計法第15条の2第1項は、明文上「閲覧又は写しの交付を禁止する」とは規定していないため、本件情報1を公にした場合、「統計上の目的以外に使用してはならない」との規定に反することとなるかどうかは、同規定の趣旨・目的から判断することとなる。そして、公にしても、同規定の趣旨・目的に何ら反しない情報については、条例第7条第1号を適用して不開示とすることはできないものである。

(4) **旧統計法第15条の2第1項の趣旨・目的について**

ア 旧統計法は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の体系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的としている（第1条）。また、同法第14条は、統計調査に対する信頼及び協力を一層確保し、真実の申告を得ることを目的に、「統計報告調整法の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告の徴集の結果知られた人、法人又はその他の団体の秘密に属する事項については、その秘密は、保護されなければならない。」と規定している。

イ 旧統計法第15条の2第1項は、同法第14条の秘密保護の規定及び調査客体の信頼確保について、調査票の使用法の観点から一段と慎重に規定したものである。統計調査に係る調査票は、当該調査の成果物である統計を作成する目的のために集められたものであり、被調査者が調査票に記入した時点で認識していた使用目的以外の目的で勝手に使用されることは、被調査者の信頼を裏切り、統計調査に対する協力を得られなくし、ひいては統計の真実性を阻害するおそれがあるので、同規定では、目的外使用を原則として禁止しているものである。

ウ しかし、統計調査に係る調査票に記載された情報の中に、他の制度等により公知であるもの又はこれに準ずるものが存在する場合、これらの情報は、統計の目的以外に使用したとしても、被調査者の当該統計調査への信頼を損なうおそれがないものと認められるため、同法第14条で保護される秘密には含まれないものである。

(5) 上記(4)を踏まえ、本件情報1を公にすることにより、旧統計法第15条の2第1項の趣旨・目的に反することとなるかどうか検討する。

ア **目的外使用を禁止することの妥当性について**

(ア) 本件情報1は、県立〇〇高等学校における暴力行為の状況、いじめの状況等及び長期欠席の状況等であり、被調査者である同校が県の機関であることを考慮すると、これらの情報を公にしたとしても、同校から本件統計調査に対する理解や協力が得られなくなるとまではいえないのではないかと疑問が生じるところである。

(イ) しかし、本件情報1は、特定の県立学校における生徒の個人に関する情報を含むものであり、わけても、例えば、いじめの状況等については、これを公にすれば、当該生徒がいじめの被害者として識別されることをおそれ、学校に対していじめの訴えをしなくなることも考えられ、その結果、学校におけるいじめの実態把握が困難となることも想定されるものである。

(ウ) このことからすると、本件情報1が公になると、生徒の問題行動等の未然防止、早期発見に支障が生じることを学校が懸念し、学校から統計調査に対する理解や協力が得られなくなり、ひいては、統計の真実性が損なわれるおそれがあることは否定できないところである。このため、総務大臣が本件情報1に係る調査事項を「専ら統計部分」として承認し、これにより、本件情報1の目的外使用が原則として禁止されることについて、これを不合理とする理由は見当たらない。

イ 公知であるもの又はこれに準じるものかどうかについて

(ア) 本件情報1が既に公表されている情報、又は公表が予定されている情報であるかについて、実施機関は「暴力行為、いじめ及び長期欠席の状況等の情報に関しては、マスコミの取材等があった場合、県全体の数値に限り情報提供している。」旨述べている。

(イ) また、当審査会が調査したところ、文部科学省が公表している本件統計調査の結果において、暴力行為、いじめ及び長期欠席の都道府県別の件数は公表されているものの、調査対象となった各学校が調査、記入した数値は公表されておらず、また、本件情報1と同種の情報が一般に公にされている他の行政文書内に含まれているといった事情も存しないことが確認された(なお、長期欠席の状況等に係る調査事項には、実施機関が公表している県立〇〇高等学校の在籍生徒数が含まれているが、当該数値は、不登校率を算出するための一要素に過ぎないため、当該数値だけを取り出し、公知情報として判断することは適当ではない。)

(ウ) このことからすると、本件情報1は、公知であるもの又はこれに準じるものと認めることはできない。

ウ よって、本件情報1は、これを公にすると、被調査者の本件統計調査に対する信頼を裏切り、ひいては統計の真実性を阻害するおそれがあるものと認められるため、旧統計法第15条の2第1項の趣旨・目的に反することとなる。

(6) 以上から、本件情報1は、これを公にすると、旧統計法第15条の2第1項の「統計上の目的以外に使用してはならない」との規定に反するものと認められるため、条例第7条第1号に該当する。

4 以上のとおり、本件情報1は条例第7条第1号に該当するが、本件情報2は同号に該当しない。

<付加的主張(その他の不開示情報該当性)について>

実施機関は、本件の審査過程において、「本件情報2を公にすることを前提とした場合、正確な情報が提供されないおそれがあるため、条例第7条第7号に該当する。」「本件情報2は、特定の個人を識別することができないが、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから、内容によっては条例第7条第3号に該当する。」旨主張している。

5 条例第7条第7号(事務事業情報)該当性について

(1) 本件情報2に係る調査事項の内容は、次のとおりである。

ア 暴力行為の状況に係る他の調査事項に関連して、他校生徒と一緒に起こした暴力行為について、加害生徒学校名、発生場所及び暴力行為の種別を記載させるもの

イ 暴力行為及びいじめの件数に係る他の調査事項に関連して、当該暴力行為及びいじめの概要について記載させるもの

(2) 本件情報2に係る二つの調査事項は、本件統計調査における調査事項と関連しており、本件情報2に記載されている内容から、不開示情報と判断した本件情報1の暴力行為や、いじめの状況に係る回答内容が明らかになる、ないし推測されることとなるものであり、仮に本件情報2に何の記載がなかったとしても、本件情報1の回答内容が「なし」又は「0」であることが明らかになってしまう場合がある。このため、本件情報2を公にすると、本件情報1を保護しようとした旧統計法の趣旨が損なわれるおそれがある。

(3) また、本件情報2には、生徒の個人に関する情報が含まれており、これを公にすると、その内容から、県立〇〇高等学校において特定の生徒が識別され、又は探索される可能性を否定できず、その結果、生徒と学校との関係が悪化し、学校が生徒指導上必要な情報を収集することが困難になることも考えられることから、今後、同種の統計調査を行う場合に、学校から統計調査に対する十分な協力が得られなくなるおそれがある。

(4) 以上から、本件情報2は、これを公にすると、実施機関が行う統計調査に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、条例第7条第7号に該当する。

6 条例第7条第3号(個人情報)該当性について

本件情報2は、上記5で検討したとおり、条例第7条第7号に該当し、不開示となるため、改めて同条第3号該当性について検討することを要しない。

<結論>

以上のとおり、本件情報1は条例第7条第1号に、本件情報2は同条第7号に該当する。